所管府省	支出元独立行政 法人の名称	文 支出元独立行政 法人の法人番号	ン共工事の名称、 公共工事の名称、 別法人番号 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	契約の相手方の法 人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札·応募者数			継続支出の 有無
			_														
	該当なし																

<sup>(</sup>注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行 政法人の名称	支出元独立行 政法人の法人 番号	出元独立行 法人の法人 番号 公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏名並びにその所属	た 関 契約を締結した日	契約の相手方の商号	号 契約の相手方の法人	随意契約によることとした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
				9 る部局の名称及 び所在地		又は名称及び任所						公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の 有無
	<del>=.k.</del> ≥.	<b>4 ≠</b> >1															
	- 該当なし																

<sup>(</sup>注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。 (注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政 法人の名称	対 支出元独立行政 法人の法人番号	政 物品役務等の名称 号 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	契約の相手方の法 人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札·応募者数			継続支出の 有無
	=± ,10 ±-1																
	該当なし																

<sup>(</sup>注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行 政法人の名称	支出元独立行 政法人の法人 番号	支出元独立行 敢法人の法人 番号  及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号	号 契約の相手方の法人 新 番号	随意契約によることとした業務方法 書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
						又は名称及び住所						公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の 有無
	該当なし																

<sup>(</sup>注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。 (注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行 政法人の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目·趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人	人の場合	点検結果 (見直す場合はその内容)	
							もしくは最低限の金額			公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
	該当なし												

## 【記載要領】

- (注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注2)「会費ー口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費ー口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- (注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。